き・・ ダ

原判決を破棄する。

被告人Aを懲役八月及び罰金二五万円に、被告人Bを罰金二〇万円に、 それぞれ処する。

被告人らにおいてその罰金を完納することができないときは、いずれも五、〇〇〇円を一日に換算した期間、その被告人を労役場に留置する。 被告人Aに対し、この裁判確定の日から二年間、右懲役刑の執行を猶予

する。

原審における訴訟費用は、全部、被告人両名の連帯負担とする。

理 由

(控訴の趣意)

本件控訴の趣意は、東京高等検察庁検事藤井嘉雄提出(東京地方検察庁検事高橋 正八作成名義)の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁の趣意は、弁 護人山田重雄作成名義の答弁書記載のとおりであるから、それぞれこれらを引用す る。

(当裁判所の判断)

控訴趣意第二点(省略) 控訴趣意第一点について

出る。預金はまちがいなく信用金庫で保障してくれるし、裏利は、E信金の入るビルを建てる業者が出すことになっている。往復の飛行機代、宿泊費をもつ。」とい つて勧誘し、被告人Aの承諾を得たので、Dにその旨を伝えたこと、そして、同月 一四日、被告人Aは、被告人Bに付き添われ、Dと共に東京から札幌にむかい、E 信金においてH支店長に会い、前記のとおり、期間六か月、三、〇〇〇万円の定期 預金をして預金証書を受け取り、そのころDから右預金に関し、被告人Aは、裏利として計三〇〇万円を、被告人Bは、旅費及び謝礼金として計二二万円を受け取つたが、右裏利等は、CからDに予め交付されていた三五〇万円の中から支出され、また、前記預金の原符は作成されず、H支店長から全額Gに融資されていたこと、を関係証拠によつて認定しているが、右に挙げたような程度の被告人らの認識では、Cからの存在を見なめに認識していたするとは認め難く、したがのですまた。 は、GやCの存在を具体的に認識していたものとは認め難く、したがつて、本法二 条一項にいう「特定の第三者と通じ」たものにあたらない」というのである。 まっていて、「特定の第二百と思し」にしいにあたった。 しかし、おもうに、本法の趣旨とするところは、近代社会における金融機関の機能の重要性にかんがみ、また、とくに、それに課せられている一般預金者の保護という公共的使命に着目し、その健全な運営をはからせることによつて資産内容の悪化を防止すると共に、その本来の機能ないし使命を発揚させ、もつて、社会の信用を表するとなる。 秩序を維持するにあるものと解せられる。そして、この見地から本法二条一項の規 定するいわゆる導入預金を処罰する法意を考えると、当該預金等に関し金融機関と の間に預金者の指定する特定の第三者に対し、右預金等に係る債権を担保とすることなく、資金の融通等をなすべき旨を約することは、それが、ひいては浮貸その他 の不当貸付又は情実融資等の弊を招来し、金融機関の資産内容を悪化し、その健全 な運営を阻害するばかりでなく、その預金者が、その預金に見合う融資を受ける特定の第三者から金融機関の正規の預金利子のほかに謝礼あるいはリスクなど特別な 金銭上の利益、すなわち裏利を利得する点において、その預金が実質的には右特定 の第三者に対する直接融資としての機能を営むことになり、また、そうなることを 承知しながら、みずからはその危険を負担することを回避してこれを当該金融機関 に転嫁したうえ、自己は、金融機関に対する預金払戻請求権という安全確実な債権 を確保し、その預金債権を担保としていない金融機関が、将来当該融資の回収が困難となり、危殆に陥るその窮状をいわば対岸の火災視することが許されるということになり、それが金融機関の健全性を損なうに至るというその上に、利己的利欲的 行為によつて金融機関の前記のような公共的使命を阻害するという点に強い反社会 性が認められることなどにかんがみ、本法が、その二条一項において、預金者のす るこのような不当契約を禁止し、また、その違反に対する罰則規定を別に設けているものと解せられる〈要旨第一〉のである。この趣旨からすると、同条項において預 金者が「特定の第三者と通じ」というのは、その預金者が、</要旨第一>直接に、具 体的、個別的に特定した第三者と結託し、あるいは相互に意思を通じる場合に限ら ず、いわゆる導入ブローカーなどの媒介者を介して間接順次に特定の第三者と意思の疎通するものあれば足り、しかも、この場合、当該預金者において、特定の第三者の存在を、その氏名ないし名称等を知ることにより、具体的、個別的に認識する 必要まではなく、媒介者を介し、その媒介者が通じている特定の第三者が存在する ことを諒知しておればよい、と解するのが相当であると考える。けだし、預金者と しては、特定の第三者と格別の関係がある場合は別として、通常は預金の元利金が 確実に回収され、かつ、できる限り高率有利な裏利や謝礼金を入手することに意を 用いこそすれ、それ以上に特定の第三者が誰であるかのせんさくにはそれほどの関 心を持たないのが一般である、と思われるうえに、この種導入預金の行なわれる場合には、おおむねその間に導入ブローカーの介在が予想されるであろうから、これ らの者が、預金者に対してはなるべく特定の第三者についての認識を稀薄化するこ とによつて自己の地位を有利にしようと努める反面、預金者側もまた意識的にこれ に便乗することによつてたやすく本法の適用を免れることも十分考えられる関係 上、前記のような立法趣旨から考えても、このような不当契約までしてあえて利を図ろうとする預金者を放置するほかないような結果をもたらす解釈に賛同することは困難である、といわざるを得ない。そして、本件においては、(一) E信金に預金が導入されると、 E信金は、右預金に係る債権を担保にとることなく、そのまま これをGに融資することについては、すでにE信金のHとGの常務取締役Cとの間で打ち合わせがされていたこと、(二)媒介者であるDにおいてもこの間の事情は 十分これを知悉していたこと、また、(三)預金者である被告人A及びその協力者とみられる被告人Bの両名についても、たとえ、「C」あるいは「G」という氏名ないし名称までは聞き及んでいなかつたとしても、少なくとも前記のとおり、「E

以上の次第で、原判決が、本法二条一項の「特定の第三者と通じ」との文言の意義につき、預金者において、具体的、個別的に特定した第三者と結託し、あるいは相互に意思を通じることを要するものとしたのは、所論のいうとおり右法条の解釈を誤つたものというのほかなく、この解釈の誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。

よつて、本件控訴は理由があるので、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条により、原判決を破棄し、同法四〇〇条但書によりさらに次のとおり自判する。 (罪となるべき事実)

(その余の判決理由は省略する。)

(証拠の標目)省略

(法律の適用)

預金等に係る不当契約の取締に関する法律四条一号、二条一項刑法六〇条(被告人Bにつき同法六五条一項)(被告人Aにつき懲役刑及び罰金刑を併科、被告人Bにつき罰金刑を選択)被告人Aに対する懲役刑の執行猶予につき、刑法二五条一項被告人らに対する労役場留置につき、同法一八条

被告人らに対する労役場留置につき、同法一八条 原審における訴訟費用の負担につき、刑事訴訟法一八一条一項本文、一八二条 (裁判長判事 樋口勝 判事 浅野豊秀 判事 田畑常彦)